資産等報告書に係る審査結果報告書

1　審査の対象となった資産等報告書

生駒市政治倫理条例第５条第６項の規定により審査を求められた資産等報告書は、次のとおりである。

(1)　生駒市政治倫理条例第５条第２項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（２人）

(2)　生駒市政治倫理条例第５条第３項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（２６人）

2　審査の方法

生駒市政治倫理条例並びに同条例施行規則、生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程、生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則及び生駒市水道事業管理者に係る生駒市政治倫理条例施行規程の規定にのっとり、審査の対象となった２８人分の資産等報告書について、添付された証明書類と照合するとともに、令和元年に提出された資産等報告書と比較する方法により、記載事項に疑義がないかなどを審査した。

3　審査の結果

資産等報告書について概ね適正に報告されているものと認められるが、一部の報告対象者について保有している複数の預貯金口座の中で報告されていない口座があるなど、依然として管理が不十分な事例が見られた。今後についてはこのような事例がないよう十分留意する旨周知徹底することを求める。

（資料）

生駒市政治倫理審査会委員

	氏　名
会　長	景　山　良　一
副会長	上　﨑　　哉
委　員	藤　次　芳　枝

審査の概要

会議の開催日	内　　容
令和２年７月１日(水)	第１回生駒市政治倫理審査会 ・資産等報告書の審査
令和２年10月２日(金)	第２回生駒市政治倫理審査会 ・資産等報告書の審査結果報告書について